

# 総務省 規制の事前評価書

(火災通報装置に関する基準の見直し)

所管部局課室名：消防庁予防課

電話番号：03-5253-7523

e-mail：yobo@soumu.go.jp

評価実施時期：平成 27 年 12 月

## 1. 規制の目的、内容及び必要性

### (1) 現状及び問題点

＜現状＞

火災通報装置は、1の押しボタンの操作等により、電話回線を使用して消防機関に通報することができる装置である。具体的には、あらかじめ、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報などを音声で記録させておき、火災が発生した際には、1の押しボタンの操作等により、記録した音声情報を自動的に消防機関に送出するとともに、その後、消防機関からの呼返し信号を受信して（特定火災通報装置を除く。）音声通話を行うことができる装置となっている。

火災通報装置は、消防法令において消防の用に供する設備の1つである警報設備に分類されている「消防機関へ通報する火災報知設備」の1種であり、当該設備は消防法施行令第23条に設置義務が定められている。そのうち、一定の防火対象物については、消防機関へ常時通報することができる電話を設置することにより、当該設備の設置義務が免除されるが、以下の防火対象物については免除が認められず、当該設備の設置が原則として必要となる。

- ・ 全ての社会福祉施設（避難困難者入所施設に限る。）
- ・ 延べ面積が500㎡以上の旅館・ホテル、医療施設（※）、社会福祉施設（避難困難者入所施設を除く。）

※平成28年4月からは、延べ面積にかかわらず原則として必要となる。

＜問題点＞

火災通報装置に関する規定が定められた平成8年当時においては、アナログ電話回線の使用が一般的であったため、火災通報装置に係る技術上の基準は、アナログ電話回線を使用することを想定して規定されているところ、近年のインターネットを利用したIP電話回線の普及に伴い、IP電話回線に対応した火災通報装置の設置に係る環境整備が望まれている。平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて設置された有識者検討会の報告書においても、有床診療所及び病院における火災通報装置の設置義務の強化が提言されるのに併せ、IP電話回線への対応の必要性について指摘されたところである。

### (2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

#### ①新設又は改廃の目的

(1)の経緯を踏まえ、IP電話回線を使用する火災通報装置の設置を可能とするこ

とで、火災通報装置の設置者において使用する電話回線につき選択肢の幅を広げ、円滑な当該装置の導入を促進し、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われるようにし、ひいては、施設利用者等の生命、身体及び財産に対する被害の拡大を最小限に抑えることを目的とする。

## ②新設又は改廃の内容

IP 電話回線を使用する火災通報装置の設置を可能とするため、アナログ電話回線を使用するものと同等の防火安全性能を十分に確保しつつ、IP 電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準を新たに定める。なお、アナログ電話回線を使用する火災通報装置についても、従来どおり設置を可能とする。主な改正内容は以下のとおり。

1. 火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正
  - ・ アナログ電話回線だけでなく IP 電話回線の使用も認めることから、火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用することを技術上の基準として明文化
  - ・ 電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続するよう規定
2. 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正
  - ・ 蓄積音声情報を送出した後の待機時間を 5 秒間から 10 秒間に延長
  - ・ 通話終了後の待機時間を 5 秒間から 10 秒間に延長
3. 確実な電源供給のための基準の改正
  - ・ IP 電話回線を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等（モデム等）を介することとし、当該予備電源については、火災通報装置に設ける予備電源に係る規定を準用
  - ・ 火災通報装置又は回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線にスイッチを設けず、かつ、当該配線の接続部に脱落防止のための措置を講ずる旨規定
  - ・ 火災通報装置又は回線終端装置等について、常用電源に係る配線の接続部及び分電盤のスイッチには、火災通報装置用である旨等を表示

## ③新設又は改廃の必要性

現行の火災通報装置に係る技術上の基準は、アナログ電話回線を使用することを想定して規定されているところ、近年の IP 電話回線の普及に伴い、IP 電話回線に対応した火災通報装置の設置に係る環境整備が望まれているため、IP 電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準を定める必要がある。

## ○関連する主要な政策

国民生活と安心・安全 政策 19「消防防災体制の充実強化」

## ○根拠法令

- ・ 消防法施行令第 23 条第 2 項（消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準）及び第 33 条（総務省令への委任）

- ・ 消防法施行規則第 25 条第 3 項第 1 号（火災通報装置の基準）

## ○法令の名称・関連条項とその内容

- ・ 消防法施行規則第 25 条第 3 項（火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目）
- ・ 火災通報装置の基準第 3（火災通報装置の構造、性能等）

## 2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

### (1) 規制の費用

#### ① 遵守費用

今回の改正では、施行の際現に存する防火対象物又は現に新築等の工事中の防火対象物等においては従来のアナログ電話回線を使用する火災通報装置を引き続き使用できることとしており、基本的に、既存の火災通報装置の設置者にとって、新たに費用が発生することはない。ただし、常用電源をコンセント等からとる火災通報装置の設置者については、新たに配線の接続部の脱落防止措置等を講じ、必要な表示を付す必要があるが、現在当該装置の設置数は数百件程度と推定され、また当該措置に要する費用も低い（例えば、市販の火災通報装置に附属する留め金具を使用する、テープに火災通報装置用等と記載し接続部に貼付する 等）ため、新たに生じる費用は限定的である。

また、火災通報装置の製造者にとっては、改正後の技術上の基準に沿った機器を新たに開発・製造する必要があるが、既存のアナログ電話回線のみに対応した火災通報装置に係る仕様を相当程度活用できると考えられるため、新たに生じる費用は限定的である。

#### ② 行政費用

消防機関等の関係行政機関や今回の改正によって影響を受ける施設の事業者等への制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生するが、当該費用は限定的である。

#### ③ その他の社会的費用

特段発生しない。

なお、IP 電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準の規定は、一般財団法人日本消防設備安全センターにより設置された「火災通報装置の基準検討委員会」において、十分な検討を行った上で提言された内容を踏まえたものであり、アナログ電話回線を使用するものと比較して同等の防火安全性能を確保できるものであるから、火災通報装置の設置された防火対象物の利用者にとっても、不利益を受けるものではない。

### (2) 規制の便益

#### ① 遵守便益

火災通報装置の設置者にとっては、アナログ電話回線又は IP 電話回線のどちら

を使用することもできるようになり、特に、IP 電話回線を一般電話機等に使用している既存の施設に新たに火災通報装置を設置する場合には、新たにアナログ電話回線を導入する工事を行う必要がなくなるため、設置費用の低廉化が見込まれ、経済的な負担が軽減される。

## **②行政便益**

①で述べたとおり、火災通報装置導入時の経済的負担が軽くなることもあると考えられるため、新たに火災通報装置の設置が義務づけられる小規模な医療施設等において、円滑な当該装置の導入を促進することができ、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われることが期待される。

## **③その他の社会的便益**

②で述べたとおり、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われることが期待され、ひいては、施設利用者等の生命、身体及び財産に対する被害の拡大を最小限に抑えることができる。

### **3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）**

2 (1)及び(2)のとおり、今回の改正により、火災通報装置の設置者及び製造者に生じる新たなコスト負担並びに関係行政機関の負担は限定的であり、従来のアナログ電話回線を使用するものと比べ防火安全性能も同等であるため、防火対象物の利用者にとってもデメリットがない。一方で、当該装置の設置者にとって、火災通報装置導入時の経済的負担の軽減という点でメリットがあり、また、それに伴い、円滑に当該装置の導入が促進され、火災発生時により迅速かつ適切に消防活動が行われるようになり、ひいては、施設利用者等の生命、身体及び財産に対する被害の拡大を最小限に抑えられると考えられる。以上を総合的に勘案すると、当該規制の見直しは適切である。

### **4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較**

今回の改正は、近年の IP 電話回線の普及に伴い、IP 電話回線を使用する火災通報装置の設置等を可能とするものであり、代替案は想定されない。

### **5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項**

#### **(1)有識者の見解**

消防庁が設置した「有床診療所・病院火災対策検討部会」（部会長：室崎益輝 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長）において、IP 電話回線への対応の必要性について指摘された。また、一般財団法人日本消防設備安全センターにより設置された「火災通報装置の基準検討委員会」（委員長：小野隆 日本大学理工学部教授）において、IP 電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準について、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信するための基準改正や確実な電源供給のための基準改正等が必要であるとされた。

## (2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・ 有床診療所・病院火災対策報告書  
([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h26/yuushou\\_kasaitai\\_aku/07/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/yuushou_kasaitai_aku/07/houkokusyo.pdf))
- ・ IP 電話回線網に接続する火災通報装置の基準検討報告書  
平成 27 年 2 月に、一般財団法人日本消防設備安全センター及び火災通報装置の基準検討委員会により出された報告書であり、IP 電話回線を使用する火災通報装置に係る技術上の基準について、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信するための基準改正や確実な電源供給のための基準改正等が必要であると結論づけられている。

## 6. レビューを行う時期又は条件

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。